

琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会の今後の展開について（案）

平成 27 年 12 月 24 日
本 部 事 務 局

1 研究会提言の取りまとめに向けた今後のスケジュール（予定）

平成 27 年 12 月 24 日	連合委員会（研究会の今後の展開(協議) 市町村との意見交換会（研究会の経過報告）
平成 28 年 1 月 29 日	第 9 回研究会（総合的な視点での課題解決方策の検討） 流域管理シンポジウム （パネルディスカッション：テーマ「流域の暮らしと文化」）
3 月 25 日	第 10 回研究会（研究会提言(素案)の検討）
6～7 月	第 11 回研究会（研究会提言(案)の検討）
7 月	連合委員会（研究会提言(案)の意見交換） 市町村との意見交換会（研究会提言(案)の意見交換）
8 月	連合委員会（研究会提言報告）
9 月	統合的流域管理シンポジウム(仮称)（研究会提言の周知）

2 これまでの議論を踏まえた提言内容（案）

○ 統合的な流域管理の必要性

流域圏を単位として、生態系サービスの総合的な維持・向上、水に起因するさまざまなリスクの軽減、持続可能な水利用の実現のため、統合的に管理されるべき

- ・行政界を越えた流域単位の視点が必要（水循環・物質循環は、行政界とは関係がなく、流域における森・里・川・海・湖の繋がりの中で生じている。）
- ・行政分野を横断した複眼的な視点が必要（自然環境・社会環境が大きく変化していく中で、総合的な視点から問題を効率的に解決していく必要がある。）

○ 流域管理における望ましい統治機構のあり方

流域管理における望ましい統治機構のあり方について、流域管理シンポジウム(1/29)をきっかけに研究会で議論を深める予定（ガバメントかガバナンスか？）

- 1) 強い権限を有する組織を頂点とした一元的な流域マネジメント（ガバメント）
- 2) 理念を共有するさまざまな主体(国・府県・市町村・事業者・NPO・流域住民)の連携・協働による多元的な流域マネジメント（ガバナンス）

○ 関西広域連合が果たしうる役割

《中長期の役割》

流域管理において関西広域連合が必要となる権限を検討

《当面の役割》

多元的な流域マネジメント(ガバナンス)を行う場合、関西広域連合は、流域におけるさまざまな主体の「連携・調整・促進」を担い、次の取組を実施

- ・流域各地の状態を流域全体で評価し、流域内のあらゆる主体が共有・活用
- ・ビジョン実現に寄与するベストプラクティスの収集・発信
- ・構成団体の合意に基づく流域のビジョンの提示
- ・行政界を越えた流域単位で、分野間を跨ぎ、関係各主体の連携を前提として、流域の個別具体の課題に、ビジョンと思考規範に基づいたソリューションの提示
- ・共通認識と相互理解を図るための流域学習プログラムの開発・推進

3 研究会提言後の進め方（案）

研究会提言のとりまとめにあわせて、関西広域連合としての具体的取組や実施体制、スケジュール等を検討する。